

原告準備書面（21）要旨

第1 はじめに

原告ら訴訟代理人の清田です。弁護団を代表して、原告準備書面（21）の要旨を述べます。

第2 被告の反論について

被告は、九州朝鮮高校が就学支援金の支給対象校として指定を受けられなかったのは、指定の要件を充足しなかったためである、と主張しています。

また、指定を申請する根拠となった規則ハ号を削除した理由として、審査会の調査に限界があったこと、そのため審査の結論を出すことができず、制度として欠陥があったことを主張しています。

しかし、これらの主張はいずれも、被告の不指定処分、規則ハ号の削除を正当化しうるものとは到底評価できないものです。

すなわち、被告の不指定処分や、規則ハ号の削除は、就学支援金を申請したのが朝鮮学校であるがゆえの、結論ありきの処分であって、これらの主張はいずれも後付けにすぎないものです。

第3 規程13条適合性を論じることの不当性について

被告が、九州朝鮮高校が指定の要件を充足しなかったと主張する根拠は、学校への「不当な支配」がないとは言えず、「債権の確実な充当」や「法令に基づく適正な運営」が行われているとは言えない、というものでした。

しかし、債権の確実な充当、法令に基づく適正な運営のいずれも、行政庁の定めた規程によって定められており、無償化法には定められていません。

行政庁、ここでは国が、ある処分をすることができるか、できないかということは、法律に従って決まります。法律を作るのは、国会の役割です。他方、規則や規

程といったものは、行政庁の判断で制定される、法律よりも下のルールです。法律の定めを具体化したり、細かくしたりするためには作ることができますが、法律に書いていないことを決めたり、法律に書いてあることに反することを決めたりすることはできません。

ハ号規程の13条には、「法令に基づく適正な運営」という、法律にない要件が加重されています。法令が何を指すのかの縛りはありません。「適正な運営」という概念も抽象的です。この13条が指定・不指定の判断に使われると、行政庁の決めたルールに従い、行政庁の判断で、指定・不指定が決められることになってしまいます。

他方、無償化法は、人権規約のうち、日本が留保していた高等教育の無償化の漸次的実現の部分について留保を撤回するに際し、制定されています。また、無償化法の目的は、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること」にあります。

そして、朝鮮学校を始めとする各種学校についても、高等学校の課程に類する課程を置くと文部科学大臣が認めたものについては、就学支援金の支給対象校として指定されることになっていました。

さらに、この「高等学校の課程に類する課程を置く」と言えるか否かは、国際問題とは関係なく、客観的に判断すると、立法当初から政府は説明していました。

そうすると、法律より下のルールで「法令に基づく適正な運営」という抽象的な概念を設けることや、その中に教育基本法を読み込み「不当な支配」について行政庁が判断するということは、無償化法の趣旨、作られた経緯からは、およそ想定されていないと言えます。したがって、被告が「指定の要件を充たさなかった」と主張する根拠は、持ち出すこと自体が不当であって、被告の主張を支えるものにはおよそなりえません。

第4 朝鮮学校での教育が「不当な支配」を受けていないことについて

また、朝鮮学校での教育について「不当な支配」を問題とすることが筋違いです。戦前の教育制度は、国が教育内容にも干渉し、国家主義的、軍国主義的な教育や、国が決めた画一的な教育を行うことを可能にしていました。教育基本法はこのことを反省し、教育が政治に左右されることがあってはならないという理念のもとに制定されたものです。朝鮮学校について、拉致問題などの政治問題を背景に、朝鮮民主主義人民共和国や朝鮮総聯との関係を「不当な支配」と捉えることは、このような教育基本法の理念にむしろ反するものであって、被告の主張を支える論拠にはなりません。

そもそも、すべての人民がその政治的地位を自由に決定し、その経済的・社会的地位及び文化的発展を自由に追求する権利すなわち民族自決権を有しています。この権利は、国際法上の権利として繰り返し様々な条約や国際的な司法判断によって確認されて確立しています。

在日朝鮮人である原告らないし九州朝鮮高校が、自民族である朝鮮民主主義人民共和国との交流や朝鮮総聯との関係があっても、それはまさに民族自決権の実現であって、被告はこれを尊重こそすれ、「不当な支配」と決めつけて否定することは許されないものです。

第5 民族教育を受ける権利が不当に軽視されていること

被告は、準備書面において繰り返し、九州朝鮮高校に就学支援金が支払われないとしても、その金額は1人あたり年に11万円ほどであることや、九州朝鮮高校が指定を受けていない今でも、生徒たちは学校において民族教育を受けていることなどを挙げて、民族教育を受ける権利は何ら侵害されていないと述べています。

就学支援金を支給する目的は、経済的な負担を軽減し、もって能力に応じた教育を受けることができるようにする点にあることは、既に述べました。

朝鮮学校の学費は、日本の学校に通学する場合の学費よりも高いと言われていきます。これは、たとえば朝鮮高校は、地域に一か所しかなく、福岡以外の九州各県、

沖縄や山口から通学しようと思うと寮に入らざるを得ないといった条件などにも左右されています。そのような朝鮮学校に通う学生、親にとって、年に11万円の支給は経済的にも大きな意味を持ちます。何よりも、他の日本の学生と同じように、自分たちの学ぶ意欲を日本国がサポートしてくれるということは、学生たちに自信と励ましを与えるものです。

逆に、それが自分たちだけに支払われないということは、原告らに対して、「朝鮮学校は朝鮮民主主義人民共和国や、朝鮮総聯と関係があるから、他の学校と同じように就学支援金を支払うことはできない。」「あなたたちは朝鮮学校に通っているから、在日朝鮮人だから、他の日本の学生と同じように就学支援金を受け取ることにはできない。」というメッセージを発するものです。

書面で民族的アイデンティティという言葉を用いていますが、アイデンティティとは、人が何ゆえに自分を自分であると思うか、ということであり、原告らにとっては、その答えの一つが、自分は在日朝鮮人である、ということです。

原告らは、在日朝鮮人であることに自信と誇りをもって朝鮮学校に通い、そこで学んだことで、自分が在日朝鮮人であることと真摯に向き合ってきました。

その原告たちを、在日朝鮮人であるがゆえに差別すること、朝鮮学校を差別することは、原告たちが「これが自分だ」と思っているまさにその部分を否定し、傷付けるものです。大人にとっても辛いそのことが、まだ成長途上にある子どもたちの心に与える影響は計り知れません。

第6 削除の不当性

被告は、朝鮮学校について不指定処分をすると同時に、規則ハ号を削除しました。その理由として被告は、強制的な調査権限があるわけではなく、審査に限界があったこと、調査権限がない以上審査によってハ号に適合するという判断はなしえないことを繰り返し主張しています。

しかし、無償化法において審査会に調査権限が付与されていないのは、それが必

要であると考えられなかったからです。他の法令を見ても、強制的な調査権限が行政庁に与えられている場合は極めて限定的であって、無償化法においてこの権限が与えられなかったことは至極当然であると言えます。また、審査会は、留意事項の検討も始めていました。留意事項は、他の各種学校では、指定処分と同時に伝えられています。指定処分をするかどうか決められていないのに、留意事項を検討することは考えられません。審査会は十分な調査を済ませ、指定に向けて動いていたととらえるほうが自然です。それにもかかわらず、調査権限がないことを理由として、規則ハ号を削除してしまったことに、朝鮮学校からの申請は認めないという結論ありきの姿勢が透けて見えます。

第7 最後に

大人が子どもに見せるべきは、人が自分と違うからと言って間に線を引く姿ではなく、互いの違いを認めたくて尊重する姿だと思います。

原告らは、九州朝鮮高校で、そのような姿勢を自ら身に付けて来ました。

他者に対して心を開き、相手の心を思いやり、互いに助け合う生き方をも、先人から受け継いできたのだと思います。

どんな教育や生活がそうさせるのか、ぜひ裁判所にも学校に足を運んで、目にさせていただきたいと思います。

そのうえで、心ある判断を下していただくことを切に願います。

以上